

# EQ アドバンストレーナー認定資格に関する規約

本規約は、シックスセカンズジャパン株式会社（以下、「6SJ社」という。）がEQアドバンストレーナー認定資格保有者（第1条で定義される。以下同じ。）に対し、Six Seconds, a501(c)3 corporation incorporated in California（以下、「米国シックスセカンズ社」という。）のEQアドバンストレーナー認定資格（「米国シックスセカンズEQアドバンストレーナー認定資格保有者」をいう。以下同じ。）を付与することに関し、6SJ社とEQアドバンストレーナー認定資格保有者との間の権利義務関係を定めることを目的としている。EQアドバンストレーナー認定資格保有者は、6SJ社からEQアドバンストレーナー認定資格を付与されるためには、本規約に同意する必要がある。

## 第1条（定義）

- 1. 「シックスセカンズ教材」とは、6SJ社が実施する認定資格コースおよび6SJ社認定資格保有者向けに実施される継続学習ワークショップにて提示するプログラムおよび手法並びに6SJ社が権利を許諾できるまたは管理しているあらゆる資料、カリキュラム、学習モデル、著作権、商標権、サービスマーク、商号、所有権および情報を意味する。
- 2. 「EQATアドバンストレーナー認定資格コース」とは、EQアドバンストレーナー認定資格を取得するために必要な研修をいう。
- 3. 「EQアドバンストレーナー認定資格保有者」とは、本規約に基づき、6SJ社からEQアドバンストレーナー認定資格を付与される者をいう。

## 第2条（非独占的ライセンス）

- 1. 6SJ社はEQアドバンストレーナー認定資格保有者に対し、シックスセカンズ教材の使用に関し、本規約の規定に従って使用する限り、非独占的ライセンス（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。
- 2. EQアドバンストレーナー認定資格保有者は、自らがEQアドバンストレーナー認定資格を保有していることを示すときには「6secondsEQアドバンストレーナー」と表示するものとする。
- 3. EQアドバンストレーナー認定資格保有者は、6SJ社がシックスセカンズ教材に関するすべての所有権その他の利用権を保有していることを認めるものとする。
- 4. EQアドバンストレーナー認定資格保有者が第三者向けに実施するプログラムにおいて、シックスセカンズ教材が使用される場合には、当該プログラムにシックスセカンズ教材が使用されていることを明示しなければならない。
- 5. 6SJ社はEQアドバンストレーナー認定資格保有者に対し、理由の如何を問わず、60日前に書面による通知を行い、本規約に基づくEQアドバンストレーナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づくEQアドバンストレーナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止することができる。

## 第3条（使用に関する条件）

EQアドバンストレーナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用に関して、以下の条件に同意する。

- [1]. シックスセカンズ教材において猥褻および淫乱なものを使用することは禁止し、個人、グループ、企業等に対して、差別的、不敬な態度をとってはならない。
- [2]. 米国シックスセカンズ社の著作権、商標権その他の知的財産権を保護しなければならない。かかる義務の中には、転載、翻訳、複製その他複製を行わないことを含む。
- [3]. 6SJ社の許可なくシックスセカンズ教材を改ざんしたり、複製したり、翻訳してはならない。

## 第4条（期間と制限事項）

- 1. EQ アドバンストレーナーの認定資格の有効期間は、EQ アドバンストレーナー認定資格の付与日から2年間とし、第6条（EQ アドバンストレーナー認定資格の更新に関する必要事項）に基づき更新されるものとする。
- 2. 本規約にかかる契約上の地位は、第三者に対して譲渡できないものとする。
- 3. 本規約は、米国著作権法および国際的な著作権法下におけるあらゆる権利をEQ アドバンストレーナー認定資格保有者に対して譲渡するものではない。
- 4. 本規約に基づく本ライセンスの許諾が終了した場合、EQ アドバンストレーナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用を直ちにやめ、残存するシックスセカンズ教材を6SJ社に返還するものとする。なお、当該返還に要する費用はEQ アドバンストレーナー認定資格保有者が負担するものとする。

## 第5条（EQ アドバンストレーナー認定資格の付与に関する必要事項）

EQ アドバンストレーナー認定資格の付与は、以下の事項を遵守・完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。

- [1]. 6SJ社の指定する5日間の資格認定コースの全コースを修了すること。
- [2]. 前号の研修受講中に提示する課題を提出すること。

## 第6条（EQ アドバンストレーナー認定資格の更新に関する必要事項）

EQ アドバンストレーナー認定資格の更新は、EQ アドバンストレーナー認定資格保有者が以下の事項を完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。具体的な更新手続は別途6SJ社の定めるところによる。

- [1]. EQ アドバンストレーナー認定資格保有者が、EQ アドバンストレーナー認定資格の付与日（またはEQ アドバンストレーナー認定資格の更新がされた場合は、更新日とする。）
- [2]. EQ アドバンストレーナー認定資格保有者の更新条件として、EQ プラクティショナー認定資格、SEIEQ アセッサー認定資格の両方を資格維持することとする。

## 第7条（補償）

EQ アドバンストレーナー認定資格保有者は、6SJ社の提供する教材に関し、「現状のまま」提供されることに同意する。またEQ アドバンストレーナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用が起因する全ての法的措置について、米国シックスセカンズ社およびその関連会社（6SJ社を含む。）、役員、職員、ボランティア、VSの作者や研究者に対する補償を行い、または彼らに当該法的措置が及ばないようにすることに同意する。

## 第8条（EQ アドバンストレーナー認定資格の停止等）

- 1. 6SJは、EQ アドバンストレーナー認定資格保有者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに、本規約に基づくEQ アドバンストレーナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づくEQ アドバンストレーナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
  - [1]. 支払の停止があったとき、もしくは仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があったとき
  - [2]. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - [3]. 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - [4]. その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

- 2. 6SJ は、EQ アドバンストレーナー認定資格保有者が第 3 条（使用に関する条件）各号の義務違反を犯した場合について、当該義務違反の是正の催告を行った後 30 日を経ても是正されないときは、本規約に基づく EQ アドバンストレーナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく EQ アドバンストレーナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
- 3. 前 2 項の規定は、第 2 条第 5 項に規定する EQ アドバンストレーナー認定資格の停止等の措置を妨げない。

## 第 9 条（本規約の変更、終了）

- 1. 6SJ 社は、同社の都合により、本規約の内容を変更し、または本規約に基づく権利付与その他一切のサービスを終了することができる。この場合には、6SJ 社のホームページ上に掲載するものとする。
- 2. 6SJ 社は、本条第 1 項に基づいて行った措置により EQ アドバンストレーナーに生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

## 第 10 条（免責）

本規約または EQ アドバンストレーナー認定資格に関連して、EQ アドバンストレーナーと第三者との間において生じた取引、紛争等については、6SJ 社は一切責任を負わないものとする。

## 第 11 条（準拠法・合意管轄）

- 1. 本規約は、その成立、有効性、解釈および履行について、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本規約に関して生じた 6SJ と EQ アドバンストレーナー間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附 則

第 1 条（施行）

本規約は、平成 30 年 2 月 1 日に施行する。

（以下、本頁余白）